

立教女学院中学校・高等学校教員募集要項

職 種	数学科教諭（専任教員もしくは常勤講師） ※常勤講師：任期1年 通算5年まで更新の可能性あり ※1週あたり授業16コマ 部活指導、校務分掌あり ※半日研修日あり
教 科 採 用 人 数	数学科教諭 1名
採用予定日	2027年4月1日
応募資格	※下記、1～3全てに該当する者 1. 大卒（見込）または大学院修士課程修了（見込）者 2. 数学科教員1種もしくは専修免許状取得（見込）者 3. 本校の教育方針に共鳴できる者
応募締切	2026年6月17日（水）16時必着 ※郵送のみ受付
書類選考	※選考結果は、可否に関わらず全員に通知いたします。
第1次選考	2026年6月27日（土）午後を予定 ※書類選考通過者のみ1次選考の詳細を連絡いたします。 ※選考内容は、筆記試験です。
第2次選考	2026年7月11日（土）午後を予定 ※1次選考通過者のみ2次選考の詳細を連絡いたします。
第3次選考	日時未定 ※2次選考通過者のみ3次選考の詳細を連絡いたします。
選考通知	可否に関わらず選考結果は全員に通知（郵送もしくは履歴書記載のメールアドレス）いたします。 選考に関する詳細は通過者のみにご連絡いたします。
採用説明会	2026年5月30日（土）14:00～15:30（申込締切日時：5月27日（水）16:00） 採用に関する説明会、見学会を実施いたします。 参加は任意です。入退場自由です。 内容：◆教育活動や、採用教科による説明 ◆教員による質問コーナー ◆教員によるキャンパスツアー 参加希望の方はこちら ⇒ https://forms.gle/hiX3sav85LZ6dWcB7
問 合 せ	人事課 TEL：03-3247-0905 9時～16時（土・日・祝日を除く） Mail：jinji@rikkyojogakuin.ac.jp
待 遇 等	本学院の就業規則及び給与規程による（詳細は、選考時にお伝えいたします）
提出書類	1. 履歴書（写真貼付、本学所定の履歴書に限る）学院HPよりダウンロード（PDF） 2. 誓約書 学院HPよりダウンロード（PDF）※両面に印刷ください。 3. 卒業（見込）証明書、修了（見込）証明書 4. 成績証明書（学部および大学院） 5. 教員免許状写し（見込証明書）および更新講習修了確認証明書の写し（更新者のみ） 6. 志望理由書（任意書式、800字～1000字） ※提出書類はA4印刷とし、ホチキスなどで留めないでください。 ※応募された方の個人情報、選考の目的外には使用せず、第三者への情報提供は行ないません。 なお、選考から漏れた方の書類は、選考終了後、責任を持って廃棄処分します。
提出先	〒168-8616 杉並区久我山4-29-60 学校法人立教女学院 人事課 ※封筒表に「中高教員応募書類（数学科）」と朱記
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育 保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以 下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実 確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業 務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の 前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認い たします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。